

第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版）（案）の
修正案

■ 修正箇所：21 ページ

第 2 節 目標達成に向けた基本的な考え方

■ 修正内容：

修正前	3 保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。特に、子どもに係る均等割の軽減策については、全国市長会等を通じて国への要望をしているところであるが、制度改革がなされるまでの間、武蔵野市独自の軽減策の実施を目指す。 <u>（令和 2 年度武蔵野市独自制度創設）</u>
修正後	3 保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。特に、子どもに係る均等割の軽減策については、全国市長会等を通じて国への要望をしているところであるが、制度改革がなされるまでの間、武蔵野市独自の軽減策の実施を目指す。 <u>第一期武蔵野市財政健全化計画に基づく令和 2 年度国保税率改定の際には、多子世帯への配慮事項として、武蔵野市独自の減免制度を創設した。その後、令和 3 年 6 月には「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、子どもにかかる国保税（料）の均等割額の軽減措置が令和 4 年 4 月から導入される。このことは、子育て世帯の負担軽減に向けた第一歩であるが、多子世帯への十分な配慮がなされた制度改革がなされるまでの間、国の制度を踏まえ、武蔵野市独自の軽減策を目指すものである。</u>